

芽室町住宅マスターplan(案)

みんなで創り 未来へつなぐ 安心の住まい住環境づくり
～自然と共生し災害に強い安全・安心のまちづくりを目指して～

芽室町住宅マスターplanとは

本町の住まいや住環境について、現状の特性や課題を整理し、将来像や目標を示し、目標を実現するために取り組むべき内容を整理した計画です。

「第5期芽室町総合計画」の住宅部門の基本計画として位置づけられ、町の将来像である『みんなで創り みんなで

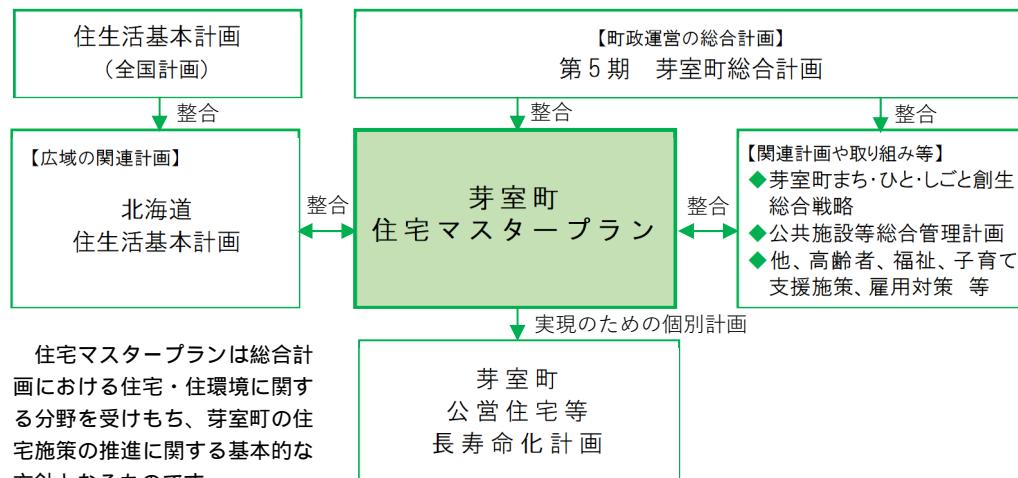
つなぐ ずっと輝くまち めむろ』の実現に向け、総合的かつ計画的に住宅施策を推進するための計画です。

国や北海道が策定する住宅関連計画との整合のもと、「芽室町都市計画マスターplan」などの町の関連計画との整合を図った計画です。

マスターplan...基本的な計画のこと

計画の位置づけ

本計画は、平成28(2016)年に策定された住生活基本計画(全国計画)や、平成29(2017)年に策定された北海道住生活基本計画、その他本町における住宅・住環境に関連する各種計画や取り組み等と整合性を図り策定し、施策の展開を図るもので



計画期間

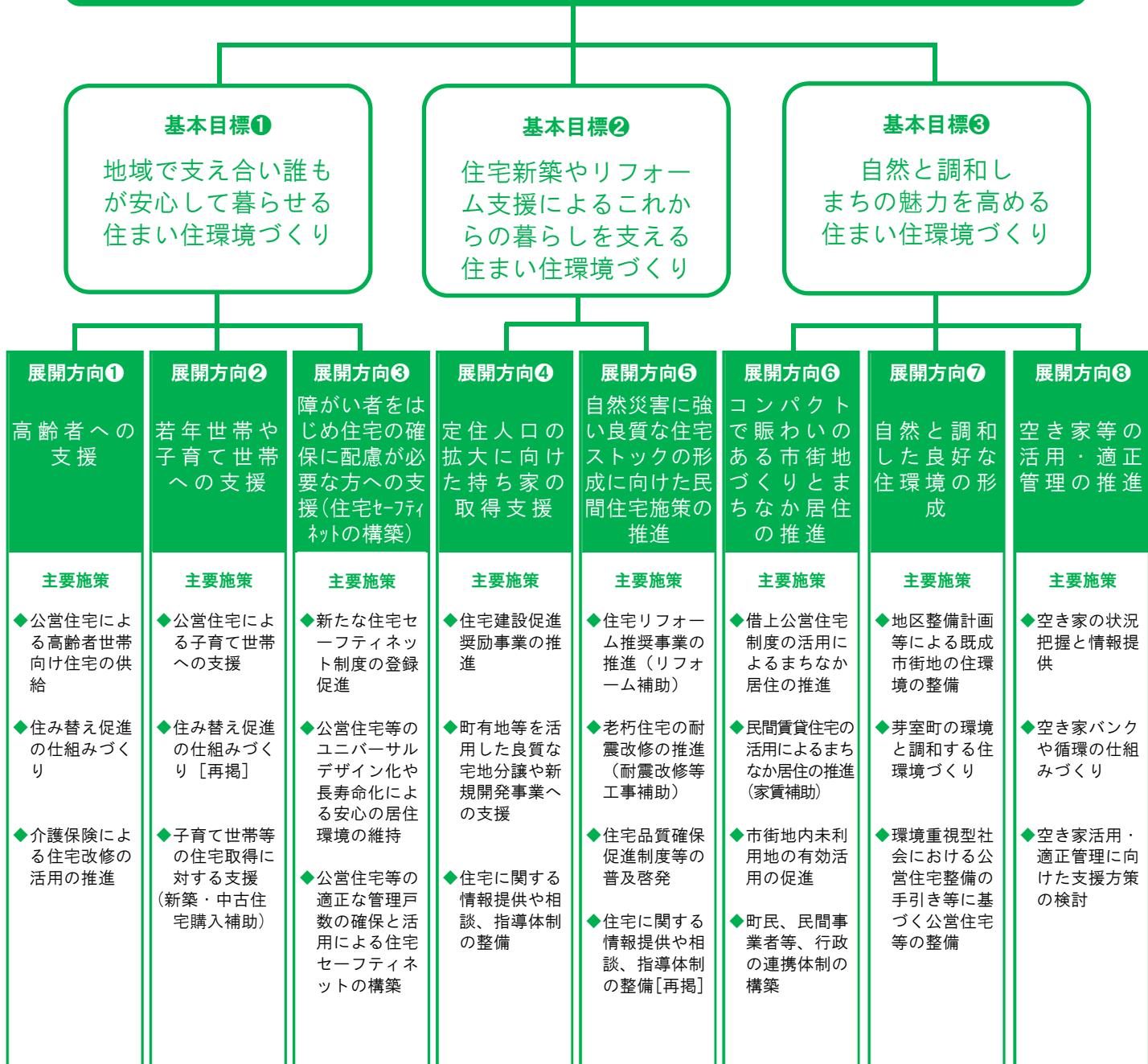
本計画は、第5期芽室町総合計画との整合を図り、計画期間を令和2(2020)年度から令和8(2026)年度までの7年間とします。なお、本計画は住宅関連法令等の改正や各

種関連計画の変更などの理由により、変更する必要がある場合には、見直しを実施します。

芽室町住宅マスターplanの展開方向

基本理念を実現するために3つの基本目標を設定し、その実現に向けた展開方向と主要施策を設定しました。

みんなで創り 未来へつなぐ 安心の住まい住環境づくり ～自然と共に生し災害に強い安全・安心のまちづくりを目指して～



セーフティネット(住宅)...住宅確保要配慮者(高齢者、障がい者、子育て世帯など)の入居を拒まない住宅のこと
ユニバーサルデザイン...文化・言語・国籍や年齢・性別の違い、障がいの有無や能力差など問わず利用できる設計のこと

芽室町住宅マスタープランの重点施策

重点施策1

◆住み替え促進の仕組みづくり

➢一般社団法人 移住・住みかえ支援機構による「マイホーム借上げ制度」等とも連携し、世帯構成と規模がミスマッチとなった住宅の住み替え等を促す仕組みづくりを検討します。

重点施策 2

◆民間事業者との連携・協働によるまちなか居住の推進

➢公共施設やその他生活利便施設に近い中心市街地区内での民間借上による公営住宅の移転集約や、既存民間賃貸住宅を活用した、公営住宅入居対象世帯への家賃補助制度の創設等により、低所得者や高齢者等も安心で生活に便利なまちなか居住を推進します。

重点施策 3

◆町有地を活用した新たな宅地の供給

➢公共施設の集約や公営住宅団地の用途廃止・除却による新たな町有地を活用した宅地供給や、新規住宅建設および取得の支援により、利便性の高いまちなか居住の推進による定住人口の拡大とともに、にぎわいのある中心市街地づくりを推進します。

制度名	主な対象要件	奨励金 (芽室町商工会商品券)
子育て世帯新生活応援 奨励制度	15歳以下の子どもまたは母子健 康手帳を有する妊婦のいる世帯 が市街地に新築住宅を購入・建 設し、自ら居住する場合	30万円分(緑町公営住 宅跡地の場合 50万円 分)
中古住宅購入世帯新生 活応援奨励制度	15歳以下の子どもまたは母子健 康手帳を有する妊婦のいる世帯 が町内に中古住宅を購入し、自 ら居住する場合	25万円分
住宅建設促進奨励事業	町内業者を利用して、住宅新築ま たは住宅購入を行う場合	10万円分

重点施策 4

◆自然災害に強い住宅ストックの形成

➢町内的一般住宅を対象に、耐震性能や居住性能の向上に向けた住宅改修を促進させるとともに、耐震性能の低い老朽住宅等の除却による、災害に強く優良な住宅ストックの形成を推進します。

制度名	主な対象要件	補助金・奨励金
住宅リフォー ム奨励事業	自ら所有、居住する住宅 に、町内業者を利用して リフォーム(工事費 10万 円以上)を行う場合	◆改修工事経費の 5%分(芽室町商工会商 品券)、上限 5万円分(1,000円未満切 捨て)
住宅耐震改修 等補助制度	昭和 56 年 5 月 31 日以 前に建設された住宅が、 耐震診断の結果、耐震 性がないと判断され、工 事を行う場合	◆工事費 20 万円未満 > 当該経費の額 ◆同 20 万円以上 200 万円未満 > 20 万円 ◆同 200 万円以上 300 万円未満 > 当該経費の 10% ◆工事費 300 万円以上 > 30 万円
耐震改修 工事		◆30 万円 (※工事費 300 万円以上の場合に限る)
建替工事		◆工事費 20 万円未満 > 当該経費の額 ◆同 20 万円以上 > 20 万円
解体工事		

重点施策 5

◆空家の活用や適正管理の推進

➢空家を活用した住替え支援をはじめとする住宅循環の仕組みづくりや、生活環境の保全を図るために放置することが不適切と考えられる特定空家の把握等、空家の活用や適正管理の推進に向けた方策を検討します。

施策の推進方策

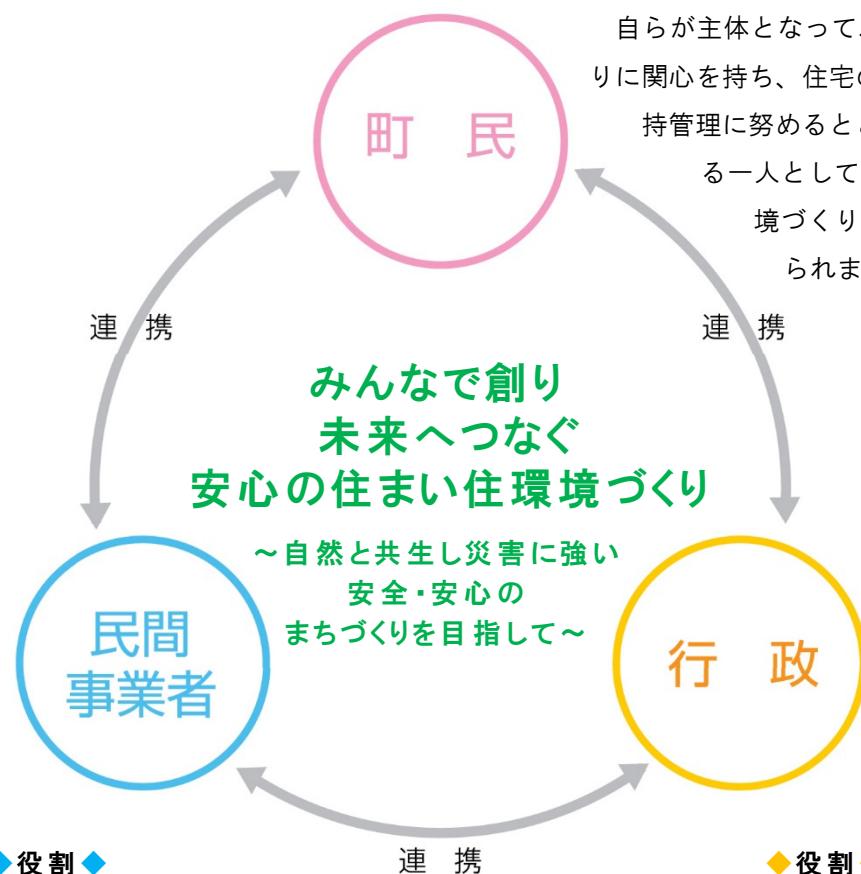
住宅施策を推進していくためには、町民と民間事業者と行政がそれぞれの役割を理解し、協働で住まい環境づくりを進める必要があります。

このため、『みんなで創り 未来へつなぐ 安心の住まい住

環境づくり～自然と共生し災害に強い安全・安心のまちづくりを目指して～』の実現に向けて、町民、民間事業者、行政それぞれの役割を次のとおり明確にし、住宅施策を展開していきます。

◆役割◆

町民は、住まい・住環境の主役であり、住まい環境づくりの重要な役割を担っています。自らが主体となって、住まいや住環境づくりに関心を持ち、住宅の質の向上や適切な維持管理に努めるとともに、地域を構成する一人として積極的に住まいと住環境づくりに参加することが求められます。



◆役割◆

民間事業者は、良質で多様な住まいを確保するために重要な役割を担っています。

誰もが安全安心に暮らすため、ニーズにあった住宅を提供するだけではなく、技術の向上に努め、専門性を活かし適切な情報を提供するともに、福祉、医療分野などとの連携を図り、町民による住まいと住環境づくりを推進する役割を担うことが求められます。

◆役割◆

行政は、住宅政策の主体として、国や北海道と連携し、芽室町の住宅事情に応じた総合的な住宅政策を推進します。

各関係課と連携を図り、地域独自の主体的、自立的な展開を推進し、それを実現させるための取り組みを行う役割を担っています。このため、町民や民間事業者との連携体制を整備しながら取り組みを進めていきます。